

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月17日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
川井小学校 給水管凍結破損修繕
- 2 履行場所
横浜市旭区川井宿町3番地の2
横浜市立川井小学校
- 3 契約日
令和8年2月16日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年2月24日
- 5 契約金額
154,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
高架水槽下流の給水管が凍結破損し、漏水が発生したことにより、西側のトイレが使用できない状態となった。緊急に修繕を行う必要があります。早急に対応しなければ、学校運営に支障を生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立川井小学校